

# 資料館だより

2018.3

—史料紹介—

## 八丈島物産株式会社関連史料について



平成27年、大場代官屋敷保存会は、同会の所蔵品「遊芸人図屏風」（世田谷区指定有形文化財）の修復を行なった。その際、屏風の下張りに用いられていた反故紙の中から、「八丈島物産株式会社」の罫紙を使用した書付27枚が見つかった（上の写真は、その一部）。これらの書付は、元々1冊に綴られていた簿冊をばらして反故紙とし、この屏風の下張りに再利用したものと考えられる。しかし、その殆どが不完全で断片的なものであった。それでも、中には今まで知られていなかった貴重な情

報を含むものもある。

また、これとは別に、大場代官屋敷保存会所蔵の未整理文書の中から、「八丈島物産株式会社定款」や、同株式会社設立の中心人物・高木正年の大場信愛宛書簡などが発見されている。

本稿では、これらの史料を紹介するとともに、最後の世田谷代官・大場信愛がその経営に深く係わりながら、今まで明らかにし得なかった八丈島物産株式会社の実態(註1)について述べることにしたい。

## 〈史料1〉

### 八丈島物産株式会社定款

#### 第一章 会社ノ名称位置及ヒ株券ノ事

第一条 本社ハ八丈島物産株式会社ト称シ八丈島物産ノ販売及ヒ同島需要品ノ買入方ヲ紹介シ同島ニ便宜ヲ与フルヲ以テ目トス

第二条 本社ハ株式会社ニシテ資本金ハ総テ株式ヨリ成立チ其責任モ株式高ニ止マル者トス

第三条 本社ハ東京府東京市ニ置キ需要品供給所ヲ八丈島坂上坂下ニケ所ト定ム但シ時宜ニ因リ需要品供給所ヲ増加スルコトアル可シ

第四条 本社ノ資本高ハ金壹万五千元トシ之ヲ六百株ニ分チ一株金式拾五円トス

第五条 株金ノ払込ヲ分テ五期トナシ一株ニ付キ一期ニ金五円宛ヲ払込ムモノトス但一時ニ払込ムモ妨ゲナシ

第六条 株式徴収ハ年三期トナシ左ノ時期ニ於テ徴収ス

第一期 明治廿六年六月十五日 金額參千円

第二期 明治廿六年十月二十日 同上

第三期 明治廿七年三月十五日 同上

第四期 明治廿七年七月十五日 同上

第五期 明治廿七年九月十五日 同上

第七条 株金払込ノ期限ニ至ルトキハ予テ頭取ニ於テ少クモ二十日以前ニ各株主ニ通知ス可シ

第八条 株券ハ一株毎ニ株券一通ヲ作り其金額発行ノ年月日番号社名社印頭取ノ氏名及ヒ株主ノ氏名ヲ記載シテ之レヲ付与ス

第九条 株式ノ譲渡ハ譲受人ノ氏名ヲ会社ノ承諾ヲ得テ株券及ヒ株主名簿ニ記載スルニアラサレハ会社ニ対シテ其効ナシ

第十条 株金半額払込前ノ譲渡人ハ譲渡後ニケ月間会社ニ対シテ其株金未納額ノ担保義務ヲ負フ者トス

第十一条 株主名簿ノ取調及ヒ会社計算ノ為メ広告ヲナシテケ月ヲ踰ヘサル期間株券ノ譲渡ヲ停止スルコトヲ得可シ

第十二条 各株主ハ払込ミタル株金額及ヒ会社財産中ニ対シ会社解散前ニ於テ之ヲ取戻サント求ムコトヲ許サス

第十三条 株金払込期節ヲ怠リタル株主ハ遅延利子トシテ年式割ノ利息及ヒ其遅延ノ為メニ生シタル費用ヲ支払フ義務アルモノトス

第十四条 払込ヲ怠リタル株主カ再度ノ催告ヲ受ケ尚ホ十四日以内ニ払込ヲ為サハル時ハ会社ハ其株主ニ通知シテ其株券ヲ公売スルコトヲ得可シ

第十五条 公売セラレタル株券ノ従前ノ所有者ハ其公売代金カ催告ヲ受ケタル未払込金額ニ満タサルトキハ其不足分及ヒ遅延利子遅延費用ニ付キ責任ヲ負フ者トス

#### 第二章 会社役員ノ事

第十六条 本社ニ左ノ役員ヲ置ク

(一) 頭取 一名

(二) 取締役 十三名 内専務取締役三名

(三) 監査役 三名

(四) 事務員 若干名

第十七条 頭取ハ会社一切ノ事務ヲ総理シ会社ノ権利行為ニ付キ他ニ対シテ会社ヲ代表シ其任期ハ二ケ年トス

第十八条 頭取ハ取締役中ヨリ互撰シテ之ヲ定ム

第十九条 取締役ハ株主總會ニ於テ拾株以上ノ株主中ヨリ之ヲ撰挙シ其任期ハ二ケ年トス又三名専務取締役ヲ互撰シ諸般ノ事務ヲ処理セシム

第二十条 八丈島居住ノ株主ハ拾株以内ニテモ取締役ト為ルコトヲ得又技能ニ依リ特ニ必要ナリトスルトキハ拾株以下ヲ有スル者ト雖トモ取締役ト為スコトヲ得

但取締役会ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

第二十一条 監査役ハ株主總會ニ於テ撰挙ス其資格及ヒ八丈島現住ノ人并ニ技能ニ依リ特ニ撰挙セラルハ者ハ都テ二十条ノ例ニ拠ル

第二十二条 監査役ノ職務及ヒ責任ハ商法会社法第百九十二条乃至第百九十七条ニ依テ定マル者トス

第二十三条 事務員ハ頭取ニ於テ之ヲ撰任ス

但株式ヲ有スル者ニアラサレハ事務員トナスコトヲ得ス

第二十四条 取締役ハ八丈島ノ株主中ヨリ必ス六名ヲ撰定ス可キ者トス

第二十五条 頭取取締役監査役ノ報酬及ヒ事務員ノ給料等ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

#### 第三章 株主總會ノ事

第二十六条 總會ハ頭取ノ名義ヲ以テ株主ヲ召集ス

第二十七条 總會ノ召集ハ少クモ開会五日前ニ其會議ノ目的及ヒ事項ヲ示シテ之ヲナス

第二十八条 總會ヲ分テ定期總會臨時總會ノ二種ト

ス

第廿九条 定期総会ハ毎年三月之ヲ開キ前年度ノ  
計算書貸借対照表事務報告書利息又ハ配当金ノ  
分配等ヲ株主ニシテ其決議ヲ為ス

第三十条 臨時総会ハ会社事業ニ関スル臨時ノ事  
項ヲ議スル為メ何時ニテモ之ヲ召集スルコトヲ  
得

第三十一条 総株金ノ五分ノ一以上ニ当ル株主ヨ  
リ会議ノ目的ヲ示シテ請求スル時ハ臨時総会ヲ  
開ク可シ

第三十二条 頭取ニ於テ召集スル定期臨時総会ノ  
議定ハ少クモ総株金ノ半額以上ニ相当スル株主  
出席シ其議決権ノ過半数ニ依リテ之ヲナス

第三十三条 株主ノ議決権ハ一株毎ニ一箇トス然  
レトモ十一株以上ニ至ルトキハ三株毎ニ一箇ノ  
議決権トシ端数ハ之ヲ除去ス

第三十四条 総テ当会社ノ会議ニハ株主中ニ代理

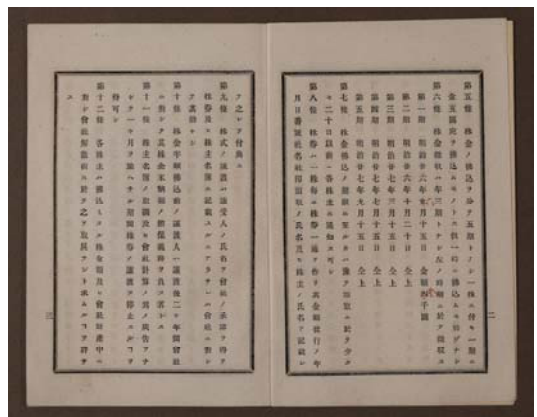
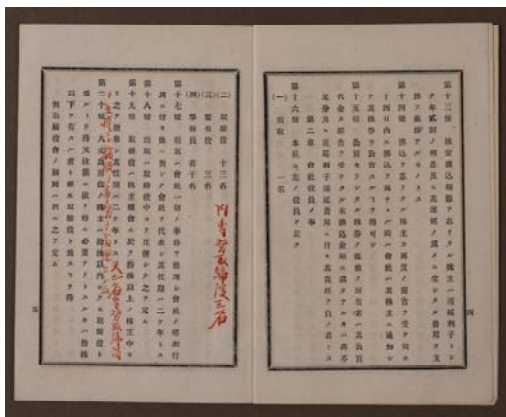
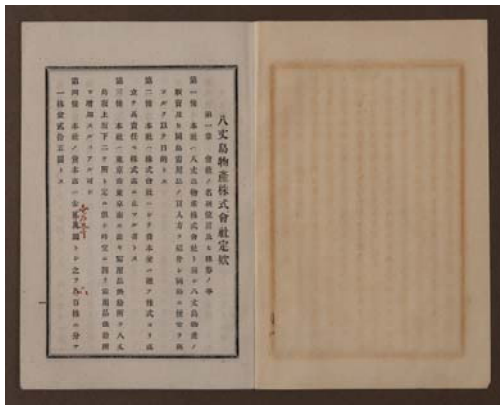
ヲ委托スルノ外他代理人ヲシテ出席セシムルコ  
トヲ許サス

#### 第四章 附則

第三十五条 本社ノ業務及ヒ規約ハ凡テ政府ヨリ  
発セラレタル法律勅命令及ヒ行政規則等ニ抵触  
セサルヲ要ス

第三十六条 此定款ニ規定セサル以外ノ事項ハ総  
テ商法ノ会社法ニ依テ定ムルモノトス

専務取締役	大場 信 愛
同	山室彦三郎
同	田中鉄五郎
取締役	高木 正 年
同	田 中 筑 間
同	鏑 木 胤 義
同	天明歌三郎
監査役	塩 入 太 輔
同	栗山久次郎



〈史料1〉は、「八丈島物産株式会社定款」(3頁写真)である(註2)。

これによれば、会社設立の目的は、「八丈島物産の販売」と「同島需要品の買入方を紹介し、島民の便宜を図る」ことであった。八丈島の物産品には、反物・生糸・木炭など(註3)がある。また、島内坂上・坂下の二ヶ所に供給所(出張店)を開設し、島民の需要品を供給した(註4)。

資本金は15,000円で、その全てを株式(1株25円、600株)によって賄った。

役員としては、頭取1名、取締役13名(内6名は八丈島在住者)、監査役3名、事務員若干名が置かれた。

取締役は、株主総会において10株以上を有する株主(八丈島在住株主は10株以下でも可)の中から選挙され、さらにその中から頭取1名、専務取締役3名が選ばれた。会社設立当初の取締役に名を連ねるのは、大場信愛のほか、山室彦三郎(松沢村)、田中鉄五郎(大森村・東京府会議員)、高木正年(品川町・衆議院議員)、田中筑間(玉川村上野毛・東京府会議員)、天明歌三郎(調布村)、栗山久次郎(碑衾村)、鏑木胤義(碑衾村)の7名である。彼らは、いずれも荏原郡在住の名士たちであった。そして、専務取締役に、上記7名の内から、大場信愛、山室彦三郎、田中鉄五郎の3名が選ばれている。

## 〈史料2〉

謹啓、陳ハ貴島出張店事務之義ニ付ハ諸君之御配慮ニ依リ日増シニ隆盛ナルハ誠ニ株主一同満足之至リニ存シ、閣下等之御尽力ヲ深く謝スル所ナリ、内地之義ハ客年十二月中国会ハ両度マテ停会ヲ命セラレ、終ニ十二月三十日解散トナリ、故ニ本社頭取高木君衆議院議員候補者ニ立ち、運動上盛ンナリ、又府会議員半数改選ノ競争アリ、府会議員撰挙二月一日ニシテ小生当選トナル、衆議院議員撰挙ハ三月一日ナルモ荏原郡ノ如キハ競争最モ烈シクシテ会社員一同競争ニ従事シ、実ニ会社ハナキカ如キ有様ナレハ今般ノ不行届ハ名状ス可カラサル次第ニ付、前条御洞察之上、島民諸君ヘ宜敷御弁明之程希望仕候、猶委細ハ出張員鏑木福三郎氏ヨリ御聞取被下度候也、

一坂上出張店客年十二月廿六日夜類焼ニ罹リ、御報知ヲ得テ何共遺憾ナル次第ニ付、将来ニ対シ種々御協議願度件々モ有之、又焼失品ニ対シ小生等ノ意見モ有之候得共、何分競争ノ為メ熟談致兼居候間、焼失品ノ件ハ委敷鏑木氏ヘ御明談之程猶願上候、且出張店用家屋買受云々御申越之处、前条之次第ニテ何レニモ決定不仕候間、在島諸君ニ於テ宜敷御取計被下度、尤モ会社モ未タ株金払込モ十分ノ三位ナレハ余金等勿論日々高利ヲ借入使用候程ノ義ニ付左様御承諾之上願上候也、

一末吉村役場、学校客年焼失ニ付、今般ニテ寄付金等可申上候也、是又決定不致候間、何レ決定次第御送金可仕候也、

一株券山田留吉氏外三名分御送付仕候間、取締役ニ於テ見、認印押シ、本人等ヘ御渡シ被下度候也、

但、山田平義氏分ハ不用ニ属シ候ニ付、本社ヘ御返戻被下度候也、

一前記ノ如ク国会解散ニ付、貴島撰挙者諸君ノ御出京ヲ願度見込ニテ帆走船ヲ発スル手順ヲ為シタルモ撰挙人ノ資格無之、貴島ヨリ年々資格届ヲ為スノ規定ナルニ届出ナク、故ニ今日ハ無資格ナレハ貴島撰挙資格者ハ此報ニ接シナハ勿論候補者高木君及ヒ小生等ノ落胆此ノ上ナシ、且資格ヲ得ルハ行政裁判ノ上ニ付到底間ニ合兼候間、左様御承諾被下度候也、

一客年中大賀郷出張店事務員佐藤喜久一氏ヲ今般ニテ同所ヘ出張事務取扱為致度、最モ此ノ件ニ付、予テ御申越之義モ有之候次第ニ付、御協議之上処理可致考ノ也、不得已事情有之、出張為致候モ諸君ニ於テ会社ノ為メ不利益ノ結果ニ候ハ、鏑木氏ヘ篤ト御相談被下度、若シ暫時ニモ事務員ト相成候トキハ取締監査役ニ於テ精々御注意御指揮之程偏ニ願上候也、

一当会社之義モ日増ニ盛大ニハ相成候モ、株券ノ件、坂上出張店焼失ノ件、会社将来ノ処理方法及役員事務章程ノ件、至急御協議申上度候間、今般ニテ重役諸君之内両三名御出京之程是非々々願上候也、但、株金減額云々之御申越之義ハ認可願ニ先タチ貴島モ未タ百株位ニシテ、内地モ六百株ニ至ラス、去リ連テ既設会社故、成規ニ違犯スル為メ不得已、仮リ老万五千元ト為シ、

認可ヲ受タルモ増額ハ自由ナレハ貴島モ式百株  
募集ノ程偏ニ懇願候、  
一当会社モ客年十二月廿八日農商務大臣ノ許可ヲ  
得タリ、左ニ

農商務省指令商第九五五五号

東京市京橋区本村木町三丁目四番地

八丈島物産株式会社

明治廿六年十二月十八日付申請、其会社  
定款ヲ認可ス、

明治廿六年十二月廿八日

農商務大臣 伯爵後藤象二郎

〈史料2〉は、「遊芸人図屏風」の下張りに使用  
されていた反故紙の一部で、八丈島物産株式会  
社の営業に関する書簡の写しである。

後ろの部分が残っていないため、日付・差出人  
名・宛名を欠くものの、文中に「府会議員撰挙二  
月一日ニシテ小生当選トナル」とあることから、  
これが大場信愛の書いた書簡であることがわか  
る。信愛は、明治27年2月1日、初めて立候補  
した東京府会議員選挙に当選を果たしている。ま  
た、同書中には、八丈島物産株式会社の初代頭取  
に就任した高木正年の衆議院議員選挙を同年3月  
1日に控えていることも書かれているので、この  
書簡が明治27年の2月中に出されたものである  
こともわかる。

これによれば、「八丈島物産株式会社定款」〈史  
料1〉は、明治26年12月28日に農商務省の認  
可を受けており、さらに、本社の所在地が、東京  
市京橋区本村木町3丁目4番地であったことも併  
せてわかった。

会社設立当初、坂上・坂下の二ヶ所に設けられ  
た出張店に加え、大賀郷にも出張店が開設され  
ていたが、農商務省の認可を受ける2日前の夜に坂  
上の出張店が焼失している(註5)。

同社初代頭取に就任した高木正年は、南品川宿  
の宿場総代・細川半兵衛<sup>ゆきとし</sup>以年の三男で、のち、  
祖母の生家・高木家(註6)の養子となった。

正年が10歳の頃、一家は幕末の騒乱を避けて  
府中に疎開し、同地の素封家桑田家の厄介となっ  
たのであった。

明治10年、品川に戻った正年は、地域の指導  
者として人望を集め、同15年より東京府会議員  
に選出された。さらに23年5月には、第1回衆  
議院議員選挙に立憲改進黨から立候補して当選、  
以後、国政に携わるようになる。40歳の時、緑  
内障のため失明したが、その後も議員活動を続け、  
昭和3年の第1回普通選挙(第16回衆議院議員選  
挙)では、立憲民政党(註7)より立候補して四千七  
百票余を獲得、全国トップ当選を果たしている。

横山健堂著「高木正年翁」(註8)には、当時の様  
子について、

水産、牧畜から種牛の事まで、世話を受けて  
いる伊豆七島の人々は、この時とばかりに、立派なポ  
スターを作つて送つて来た。そのビラを配つてあ  
るいたのは、品川の船頭さんたちである。まだ、  
そればかりではない、おかみさんも娘も総出で働  
らいた。小学生までが、熱心に選挙運動を手伝つ  
たので、警察官は、その取締に困難したといふこ  
とである。民衆のみといはず、山川草木、三界万  
霊、悉く氏の為に応援の叫を挙げたといふのが実  
況である。

かくまでに民衆の渴仰を受けた者は、佐倉宗吾  
か、田中正造のほかにはない。今、目前に見るは  
高木氏ばかりである。

とある。この記述からは、正年が、荏原郡の人々  
のみならず、伊豆七島の島民からも絶大なる信頼  
を得ていたことが窺われる。それは、八丈島物産  
株式会社の経営が単に営利目的だったのではなく、  
あくまで、荏原郡および八丈島の発展に主眼  
が置かれていたことを示しているといえよう。

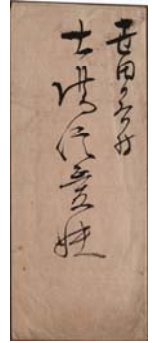
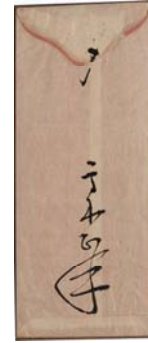
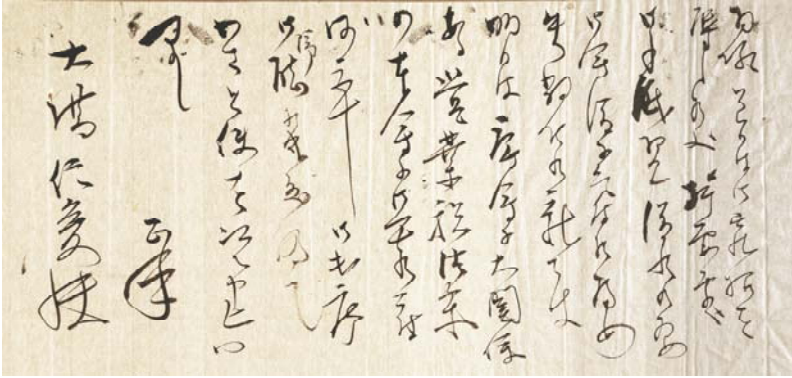
### 〈史料3〉

(封筒表)

「 本村木町三丁目  
大場様 」

(封筒裏)

「 (不封)  
高木正年 」



(封筒裏)

(封筒表)

〈史料4〉高木正年直筆 大場信愛宛書簡

拝啓、先刻は失敬仕候、さて川崎町根本助右衛門氏紹介同郡橋村内田氏事、八丈島へ製造種紙販売の事ニ付、御談話申上度儀有之候間、何卒御引合被下度願上候也、

高木正年

大場様

〈史料4〉

(封筒表)

「世田谷村  
大場信愛様

(封筒裏)

「(不封)  
高木正年

拝承過日は御寵招を辱し候処、肝要処へ御手紙、拝見後れ候為め、御会後に気付候為め失敬仕候、就ては明日は府会に大関係ある営業税法案、仍本会に御一声ニ付何卒御出席御隔聴相成度、仍之わさと使を以て申上候、早々、  
正年  
大場信愛様

〈史料3〉〈史料4〉は、いずれも高木正年直筆の大場信愛宛書簡である。このうち〈史料3〉は、八丈島に販売する養蚕種紙の件についての書簡であるが、残念ながら差出年代を明らかにし得ない。〈史料4〉は、八丈島物産株式会社と直接関係するものではないが、その内容は、招待された宴会

を欠席したことに対する謝罪と、明日の国会において、東京府会にも関係のある「営業税法案」について発言するので、当時東京府会議員であった大場信愛に、その傍聴を勧めるものである。

ここにいう「営業税法案」とは、明治29年の第9回帝国議会で審議された法案で、この法案の成立により、営業税の徴収は地方より国に委譲されることとなった(註9)。

高木正年は、明治29年3月11日の議会において酒造税法案に関し発言している(註10)。したがって、〈史料4〉は、その前日の明治29年3月10日に書かれた書簡であることが判明する。

この時の高木の発言は次のようなものであった。

(前略) 東京市ノ輸入規則ハ一種ノ地方税規則ト同ジヤウナモノデ、地方税規則ハ三十五條ニ支配サレテ地方税トシテ殊更ニ酒ニ税ヲ課スルコトノ出来ナイト云フ規定ノアル以上ハ、東京府モ此法律ノ下ニ立ツテ居ルコトガ出来ナイト云フ疑問ガ生ズルコトデゴザイマス、斯様ナ次第デゴザイマスカラ「特例アルモノヲ除キ」ト云フ文字ヲ入レテ置キマセヌト、安全ニ東京市ノ輸入ニ対スル酒税ヲ取ルコトガ出来ナクナルノデス、是ガ私ノ修正ノ文字ヲ加ヘタ理由デゴザイマス

正年は、衆議院議員として国政に携わっていても、常に荏原郡の代表者として地域の発展に意を尽くしたのであった。

大場信愛は、そうした高木正年のことを深く敬



愛し、第1回衆議院議員選挙の時から支援(注11)し続けたのである。

八丈島物産株式会社の起業も、また、地域の発展を願う彼らの力が結集され初めて実現し得たといえよう。因みに、高木正年は、信愛の子・信統とともに、玉川電気鉄道の創設にも深く関与している。

(注1)『大場美佐の日記 三』(世田谷区立郷土資料館・平成3年刊)所収の池上博之「解説」に、短い説明文があるが、同書にも「同社の経営については史料が余り残存せず、明確にし得ない。」とある。

(注2)本史料には、八丈島物産株式会社発起人総代高木正年と八丈島契約者代表菊池未子三らとの間に締結された契約書が附されている。

(注3)『八丈島物産株式会社各出張所金銭出納帳』(世田谷代官大場家文書 12-92)によれば、島から、木炭・生糸・反物を仕入れていた。

(注4)「物品送状〈雛形〉」(下張り文書)によれば、米・穀物、呉服・太物、味噌・醤油・塩・油、

陶器、器械・器具、荒物などを供給していたという。

(注5)その後、坂上の出張所は再建された。また、三根にも新たに出張店が開設されたが、坂下の出張所は廃止されたい。

(注6)生年の祖母の生家・高木家は、諸藩の御用達をつとめる商家で、細川家の本家筋に当たる。生年の曾祖父・高木市兵衛以孝(春山と号す)は、家業の傍ら、曾占春に本草学を、絵を土佐派の画家小田切真助に学んだ。また、薩摩藩から拝領した目黒の別邸を菓園とし、島津重豪の援助を受けて「本草図説」を作成した。

(注7)1927年、憲政会と政友本党が合同して浜口雄幸を総裁に結成された政党。

(注8)『現代』5月号掲載(昭和3年刊)

(注9)牛米努「営業税調査委員会の成立」(『税大ジャーナル 20』2013年刊)

(注10)衆議院議事速記録第三十五号

(注11)「高木正年支持盟約書」(世田谷代官大場家文書 12-87)

(文責 当館学芸員・武田庸二郎)

---

---

## 29年度 主要事業報告

---

---

### 特別展・企画展・季節展

季節展「螢とさぎ草伝説」	6月24日(土)～7月30日(日)
ミニ展示「お米ができるまで」	7月25日(火)～10月15日(日)
特別展「地図でみる世田谷」	10月28日(土)～12月3日(日)
季節展「ボロ市の歴史」	12月12日(火)～30年1月28日(日)
ミニ展示「世田谷ゆかりの近世画人 井伊家の画人・佐竹永海」	12月12日(火)～30年1月28日(日)

### 野外歴史教室

コース名	実施日	講師	参加人数
次大夫堀周辺を歩く	5月17日(水)	恵津森智行(当館学芸員)	10人
荏原台古墳を歩く	5月19日(金)	高杉尚宏(当館学芸員)	18人
吉良氏の旧蹟を訪ねる ～玉川地域	11月10日(金)	鈴木泉(当館学芸員)	27人

## 講座

講座名及び実施日	講 師	参加人数
漢詩漢文鑑賞講座（全5回） 5月2日～5月30日の毎週火曜日	村山吉廣（早稲田大学名誉教授） 重野宏一（筑波大学大学院生）	延 205 人
民俗学入門講座（全5回） 5月11日～6月8日の毎週木曜日	恵津森智行（当館学芸員）	延 169 人
夏休み親子香道教室 8月20日（日）	公益財団法人お香の会	26組 54人
美術史講座Ⅰ 「救いのほとけ 観音菩薩と地藏菩薩 ～その信仰と美術」（全6回） 11月5日～12月10日の毎週日曜日	山本聡美（共立女子大学教授） 村松哲文（駒澤大学教授） 金子典正（京都造形芸術大学教授） 樋口美咲（昭和女子大学助手） 西川真理子（埼玉県立歴史と民俗の博物館学芸員）	延 286 人
歴史講座「近世文書解読入門」（全8回） 30年2月3日～3月24日の毎週土曜日	角和裕子（当館学芸員）	
美術史講座Ⅱ 「吉良氏ゆかりの社寺 ～その歴史と文化財」（全4回） 30年2月6日～2月27日の毎週火曜日	鈴木泉（当館学芸員）	
歴史講座「やきものの見方」（全4回） 30年3月2日～3月23日の毎週金曜日	高杉尚宏（当館学芸員）	

## 《新収集資料》

### ○寄贈資料（寄贈者敬称略）

地縁団体 東玉川町会（東玉川町会）  
「武蔵国荏原郡等々力村地引絵図〈第二九～三二号〉」（明治26年2月）・「大東京市郡併合記念玉川村地図」（昭和7年9月30日）

橋本光司（鎌田）  
『弦巻村常在寺 鬼子母善神略縁起』

大貫幸子（砧）  
縄文台付鉢レプリカ

牛米努（東久留米市）  
「世田谷少年少女団体連連結成記念 春のつどいポスター・附プログラム」・「昭和14年度北沢一丁目町会・町家庭防火団役員名簿」・「世田谷区商工相談所ポスター」など7点

武田庸二郎（八王子市）  
「百分之一図 喜多見村宝寿院絵図」など絵図4点

杉本賢治（桜）  
『世田谷区立桜丘中学校創立60周年記念文集 桜丘の誇りと伝統-第1部』・『世田谷区立桜丘中学校創立70周年記念文集 桜丘の誇りと伝統-第2部』など3点

横山桂子（成城）  
『小学国語読本 尋常科用 第十二』など12点

### ○寄託資料（寄託者敬称略）

橋本光司（鎌田）  
「百分之一図 大蔵永安寺絵図」・「百分之一図 喜

多見村慶元寺絵図」・「百分之一図 鎌田村字本村真言宗吉祥院絵図」（明治13年）など絵図16点

### ○購入品

岡本黄石筆 草書書幅 七言絶句「積雪千峰似削成」  
岡本黄石筆 草書書幅 七言絶句「師賢卿」  
1万分1地形図「東京近傍十九号 碑文谷」（明治43年）  
玉電、世田谷・渋谷付近風景写真（昭和58年頃／林順信撮影）170枚  
五柳園ほか編『今様職人尺歌合』（文政8年）  
岡本黄石・小野湖山ほか『一人一箭（増村度次来翰集）』全4巻

資料館だより N o . 68  
発行年月日 平成 30年 3月 31日  
編集発行 世田谷区立郷土資料館  
〒154-0017  
世田谷区世田谷 1-29-18  
☎ 03-3429-4237  
FAX 03-3429-4925

広報印刷物登録番号 No.1585